

豊川市監査公表第26号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年1月26日

| | |
|---------|---------|
| 豊川市監査委員 | 鈴木 不二夫 |
| 同 | 上 澤 勉 |
| 同 | 井 川 郁 恵 |

随時監査の結果に基づく措置通知書（教育委員会学校教育課）

監査実施期間 平成26年 9月 8日から

豊川市監査公表第36号分

平成26年10月17日まで

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>(検討事項)</p> <p>1 日本スポーツ振興センター共済の掛金の徴収及び給付金の支給を、学校長の通帳を介して行っているが、公金事故を未然に防ぐためにも、通常の方法である会計管理者の口座を介して行う方法を、早急に検討されたい。</p> | <p>1 現在、公金である学校給食費や日本スポーツ振興センター掛金、私金である学校の徴収金は、学校給食費管理システムを介して、保護者の通帳から学校長の代表口座に一括して振り替えが行われ、それらを学校の事務担当者が費目毎に代表口座から振り分け、公金については、市の口座に振り替えている。</p> <p>今回の指摘を受け、関係各課による検討部会での検討の結果、今後導入が検討されている共同調達による校務支援ソフトには、簡易的な徴収業務しかできず、また、学校給食費管理システムのような仕組みがなく、現行の学校給食費管理システムをリンクさせることも現時点では非常に難しいことがわかった。</p> <p>また、現行の学校給食費管理システムでは、公金、私金を分離した管理ができないため、学校給食費以外の日本スポーツ振興センター掛金や学校の徴収金について、新たにそれぞれの徴収システムが必要となり、多額の開発費用がかかる外、金融機関側や学校側にも多くの事務負担がかかり、加えて、現在、金融機関から請求されていなかった振替手数料を請求されることが予想され、保護者にとっても、提出書類が増えることによる混乱や負担の増加も懸念される。</p> <p>しかしながら、公費を学校長口座を介して徴収することが好ましいことではない以上、保護者からの入金を、公金については直接市へ、私金についてはそれぞれの口座へ振り分けることのできるシステムの構築が必要であり、今後も引き続き、他市の状況も踏まえながら、体系的な可能性について検討を加</p> |

えていくのと平行して、公金事故を起こさせない方策を徹底していくことにより、公金事故の防止に努めることとする。

なお、平成27年11月13日振り込み分より、左記の給付金の支給については、会計管理者の口座から直接保護者の口座に振り込む方法に変更した。

(注) 上記の措置状況は、平成27年12月15日現在のものである。